

統合保育所新築設計業務委託プロポーザルにおける  
プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは次により実施します

(1) 実施場所

南部町役場法勝寺庁舎大会議室（南部町法勝寺377番地1）

(2) 実施日時

令和6年5月22日（水） なお、時間割など詳細は別途通知します

(3) 出席者

説明者は総括責任者、担当技術者から1名、パソコン操作員1名の3名以内とします。

(4) 実施方法及び留意事項

(ア)プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、事務局でくじ引きにより決定した順番及び時間で各社の説明を受け、説明終了後、審査委員会委員がヒアリングを行います

(イ)プレゼンテーションは1者につき15分以内で説明し、ヒアリングは15分以内を予定します

(ウ)説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間以内（10分）に行ってください

(エ)プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書の内容のみとし、パソコンを用いて説明してください。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）を使用することは可とします

## 2. 審査の選定概要

審査は原則として様式のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最優秀者1者、次点者1者を選定します。なお、審査員の最高点、最低点を除いて算出した点数を、その提案者の得点とします。

## 3. その他

(1) ヒアリングにおいては、設計事務所の主要業務実績等についても確認をする場合があります

(2) プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した技術提案書の内容以外の資料、模型等を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする場合があります

(3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書は無効とすると共に、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合があります

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とします。ただし、交通機関等の事故等、やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません